

国からの助成金を活用しませんか 設備投資を行う予定の事業主様へのご案内

ご存知ですか？

鹿児島県内の事業所で設備投資や事業所の整備を行い、かつ従業員を新規雇用する事業主に対する助成金です。

助成金は、返済不要の資金です！ ただし、利用するには事前に手続きが必要となりますので、設備投資の予定のある事業主様はお急ぎ下さい。

助成金は、新規雇用の労働者の数および設置・整備に要した費用に応じて1年ごとに3回支給されます。詳しくは下記の表をご参照ください。

設置・整備に 要した費用	新規雇用労働者の数			
	※(2) 3~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1000万円未満	40万円×3回	65万円×3回	90万円×3回	120万円×3回
1000万円以上 5000万円未満	180万円×3回	300万円×3回	420万円×3回	540万円×3回
5000万円以上	300万円×3回	500万円×3回	700万円×3回	900万円×3回

※創業の場合に限り、2人以上の雇用となります。

例1 介護施設を1億円で建設し、新規雇用労働者（週20時間以上のパートを含む）を20人雇用した場合。

→ 900万円×3回=最高2,700万円支給。

例2 自社工場を3,000万円で増設し、新規雇用労働者を10人雇用した場合

→ 420万円×3回=最高1,260万円支給。

助成金は、法律に基づいた要件を満たし、申請期限までに所定の手続きをしなければ受給できません。申請手続きには事前準備が必要ですので、ご興味をお持ちの事業主様は、専門の当事務所まで早急にご相談ください。

～助成金計画から支給までトータルコーディネート～

江原 & パートナーズ社 労士事務所

代表社会保険労務士

江原 充志

Ehara Atsushi

〒892-0842

鹿児島市東千石町 14-10

天文館三井生命南国テレホンビル 3-D

Tel 099(208)1077 Fax 099(208)1078

営業時間 月～金 9:00～18:00

URL: <http://e-and-p.net>

お問合せメール: ehara@e-and-p.net

国からの助成金を活用しませんか 創業された法人、個人の事業主様へのご案内

鹿児島で次の6業種で創業された事業主に対し、国から助成があります。

ご存知ですか？

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 食料品製造業 | 2 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| 3 飲食料品小売業 | 4 その他の小売業 |
| 5 飲食店 | 6 社会保険・社会福祉・介護事業 |

この助成金は、雇用失業情勢が厳しい地域において創業を行う中小企業事業主又は
個人事業主の方々に対し、国がその創業を支援するために支給するものです。

助成金は、返済不要の資金です！ まずは下記をご一読下さい。

助成内容 ⇒

- ① 創業経費に対する助成
対象経費の1/2
(雇入れ5人以上で上限1千万円、5人未満で6百万円)
- ② 雇入れに対する助成
雇入れ労働者1人当たり**60万円**(上限100人まで)

実際の支給事例です！

事例1 飲食店(上記5)で開業
対象経費：設備、家賃、広告宣伝費等
…約960万円
*従業員2人(週20時間以上)雇用した場合。
助成金額は、①設備投資に対する助成
 $960万円 \times 1/2 = 480万円$
②雇入れに対する助成
 $60万円 \times 2人 = 120万円$
合計①+②=約**600万円**が
支給されました！

事例2 婦人服の小売業(上記2)で開業
①設備投資： $120万円 \times 1/2 = 60万円$
②雇入れ： $60万円 \times 1人 = 60万円$
合計①+②=**120万円**が支給決定！

事例3 パン小売店(上記3)で開業
①設備投資： $700万円 \times 1/2 = 350万円$
②雇入れ： $60万円 \times 1人 = 60万円$
合計①+②=**410万円**が支給決定！

居酒屋

ラーメン店

その他にも、続々と
支給決定が出ています！

助成金は、法律に基づいた要件を満たし、申請期限までに所定の手続きをしなければ受給
できません。申請手続きには事前準備が必要ですので、ご興味をお持ちの事業主様は、
専門の当事務所まで早急にご相談ください。

～助成金計画から支給までトータルコーディネート～

江原 & パートナーズ社 労士事務所

代表社会保険労務士

江原 充志

Ehara Atsushi

〒892-0842

鹿児島市東千石町 14-10

天文館三井生命南国テレホンビル 3-D

Tel 099(208)1077 Fax 099(208)1078

営業時間 月～金 9:00～18:00

URL: <http://e-and-p.net>

お問合せメール: ehara@e-and-p.net

使える助成金情報

～雇用助成金等の上手な活用法～



Ehara & Partners labour law office
江原&パートナーズ社労士事務所

特定社会保険労務士 江原 充志
鹿児島市東千石町14-10天文館三井生命南園テレポートビル3-D
Tel 099(208)1077 Fax 099(208)1078
URL: <http://e-and-p.net> E-mail: ehara@e-and-p.net

I はじめに

1 助成金とは

助成金や補助金は、国や地方自治体がその政策を実現するために設けられています。したがって、その政策に合致した活動を行う企業等に対して支給されるものです。

助成金や補助金は、各省庁によって様々なものがありますが、本講では、主に厚生労働省が所管する雇用創出に伴う助成金（以下「雇用関係助成金」といいます。）をみていきます。

2 雇用関係助成金を受給するためには(留意点)

(1) 雇用関係助成金は、雇用保険を財源としていること

雇用関係助成金の多くは雇用保険を財源としていますので、事業主が雇用保険の適用事業所であることが受給の前提となります。また、助成金の対象となる労働者についても雇用保険の加入基準を満たしており、現に加入手続きを行っていることが必要になります。

また、雇用保険を財源としている関係上、労働保険料を滞納していたり、過去に助成金を不正受給したことがある場合には支給されません。

※ 雇用保険の適用事業所とは

雇用保険の適用事業所とは、1人でも労働者を雇用していれば適用事業所となります。

※ 雇用保険の加入基準は

常用労働者の場合、労働時間が週20時間以上であれば雇用保険に加入しなければなりません（つまり、勤務時間が週20時間以上の者を雇用する事業所が上記適用事業所に該当することになります）。

なお、派遣労働者や期間雇用者などの臨時的な労働者については、勤務時間が週20時間以上であり、31日以上雇用されることが見込まれる場合（平成22年4月1日法律改正による）は雇用保険に加入することとなっていますが、雇用関係助成金が雇用の安定と継続を目的としている関係上、臨時労働者を雇用しても雇用関係助成金の支給対象者にならないのが一般的です。

(2) 労働法令を遵守していること

雇用関係助成金は、法律に基づいて支給されるため、法令で定められた帳簿書類（労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等）を備えることは必須となります。

また、雇用の創出だけでなく、雇用の安定を目的としている助成金の場合、給与（とくに残業代）の未払いがあったり、出勤時間と給与額の整合性の取れない場合、高齢者雇用安定法の法定水準を満たしていない場合など労働法令が遵守されていないケースにおいては、助成金が支給されないこともあります。

(3) 事業主都合による解雇がないこと

雇用関係助成金は、雇用創出を目的として支給されるものであり、一定期間内に事業主都合による解雇がある場合は、その助成金については支給されないこととなっています。

つまり、解雇は、法律上できないわけではありませんが、事業主都合の解雇は、雇用関係助成金に関しては支給されないという行政上の不利益を受けることになるのです。

3 中小企業とは

雇用関係助成金は、中小企業のみを対象とするものや、中小企業と大企業で支給額や支給要件が異なることがあります。そこで、中小企業の範囲を理解しておかなければなりません。

中小企業の範囲とは次のとおりです(※)。

業 種	要 件
小売業(飲食店を含む)、サービス業	資本金5,000万円以下、又は常時雇用労働者数50人以下
卸売業	資本金1億円以下、又は常時雇用労働者数100人以下
その他の業種	資本金3億円以下、又は常時雇用労働者数300人以下

※ なお、助成金の種類によっては、上記範囲と異なることがあります。

4 不正支給をしないこと

助成金は、事業主や労働者が納める雇用保険料を財源していることから、不正支給に対しては厳正な調査・対処が行われています。不正が発覚した場合は、助成金が支給されないだけでなく、支給額の返還や刑事告訴、今後一定期間内は助成金が受けられなくなるなど、多大な不利益を被ることになりますので、十分に留意する必要があります。

II 各種助成金

地域雇用開発助成金

雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設け・整備あるいは創業する事業主に対して支給される。

1 主な受給の要件

- (1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画届を提出した日から完了届を提出した日までの間(最大18か月)に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として3人(創業の場合は2人)以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所の設置・整備を行う(その費用の合計額が300万円以上のものに限る。)事業主であること。
- (2) (1)の雇入れが同意雇用開発促進地域(鹿児島市は平成24年3月31日)又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (3) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2 受給できる額

対象労働者の数及び設け・整備に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給される。

設け・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人※	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円×3回	65万円×3回	90万円×3回	120万円×3回
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円×3回	300万円×3回	420万円×3回	540万円×3回
5,000万円以上	300万円×3回	500万円×3回	700万円×3回	900万円×3回

※()内は創業の場合

【最近の主な支給事例】

○ Mクリニック

霧島市地区でクリニック開業にあたって、使える助成金はないかとの相談を受け、地域雇用開発助成金を提案し、これを利用することとなった。

総工費約2億円（医療機器を含む）で7人の雇用が発生し、6か月で完了届を提出し、第1回目の支給申請により500万円支給され、その後500万円づつ2回にわたり**合計1,500万円**が支給された。

○ H歯科

歯科医院で改装及び増築を行った。最新の医療機器を導入し、デザイナーを起用した斬新な外観デザインでリニューアルオープンした。総工費は4,000万円で、3人の雇用が発生した。9か月で完了届を提出し、第1回目として180万円が支給された。

今後2回に分けて計360万円が支給される予定であり、支給合計は**540万円**に達する見込みである。

○ K老人ホーム

当事務所と設計事務所とのコラボレーションにより、施主様に対する助成金の提案を行った事例。鹿児島市内において、平成21年12月に有料老人ホームを開設し、建築費総額は1億2,000万円。7名の雇用が発生した。地域雇用開発助成金が鹿児島市内にも適用になったことに伴い、同助成金を提案したところ、さっそく利用したいとのこと。さっそく計画届を提出し、当事務所との二人三脚で雇用計画を立案、本年2月に助成金の支給申請を行った。助成金額は500万円×3回=**合計1500万円**に達する見込み。

○ F飲食店

建設業を営む事業主が鹿児島市内において焼肉店を開業。新規事業オープンにつき、金融機関を通じて何か使える助成金はないかと当事務所に相談があった。新規開業の主体（現法人でするか別法人を設立するか）によっては、地域再生中小企業創業助成金と地域雇用開発助成金の両方該当の可能性があったため（ただし、どちらか一方しか使えない）、入念な打ち合わせの結果、支給額が多い地域雇用開発助成金を選択することとなった。総工費は5,500万円、雇用人数15名で、まもなく第1回支給申請予定。助成金額は、700万円×3回=**合計2100万円**が支給される見込み。

○ 食品加工業

大隈地区にて食品加工業を創業。設備投資額は2億円、雇用人数は30名に達した。パート労働者も合わせてほとんどフルタイムの雇用で、本助成金も900万円×3回=**合計2700万円**に達する見込み。なお、当会社は、鹿児島県や市町村の助成金も最大限利用しており、固定資産税の免除等の優遇措置も合わせれば、**約6,000万円**程度の優遇制度の対象になる予定。

○ その他、当事務所において、食料品小売業、食肉加工業、司法書士事務所、土地家屋調査士事務

所、運送業等さまざまな事業において計画書を提出し、支給申請に向けて取り組んでいる。

地域再生中小企業創業助成金

地域再生事業（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生のための雇用創出効果が高い重点産業分野に該当する事業）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、就職を希望する者（65歳未満）を雇用保険の一般被保険者として1人以上雇用した場合に、新規の創業に係る経費及び労働者の雇入れについて助成金が給付される。

1 主な受給要件

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域である21道県（※）において、地域再生事業を主たる事業として行う法人を設立又は個人事業を開業し、創業・雇入支援対象労働者を1人以上雇用すること。

具体的には、

- (1) 21道県において創業する（した）中小事業主であること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 開業から6か月を経過するまでに事業計画の認定申請を行っていること。
- (4) 重点分野（後記2参照）に該当する事業を行っていること
- (5) 支給申請日に創業・雇入支援対象者（3参照）を1人以上現に雇用していること。

※ 雇用失業情勢が特に厳しい地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の10道県）

※ 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域のうち上記10道県以外の地域

宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県又は大分県の11県

2 地域再生事業に該当する事業分野（重点分野）とは

- (1) 食料品製造業
- (2) 織物・衣服・身の回り品小売業
- (3) 飲食物品小売業
- (4) その他の小売業
- (5) 飲食店
- (6) 社会保険・社会福祉・介護事業

3 創業・雇入支援対象労働者とは

以下のすべてに該当する労働者。

- (1) 雇用保険の一般被保険者として6か月以上雇用されている者
- (2) 雇入れ日現在で65歳未満の者
- (3) 創業の日から1年以内に雇い入れられた者

4 受給額(鹿児島県の場合)

(1) 創業支援金

創業後6か月以内に支払った創業経費(※1)の2分の1(※2)

※1 対象となる創業経費(別紙2参照)

- ① 法人等の設立に関する事業計画作成経費
経営コンサルタント等の相談経費、法人設立登記の代行費用、許認可手続きに要した費用など。
- ② 職業能力開発経費
事業を円滑にするための、創業者及び創業・雇入支援対象労働者に対する教育訓練経費
- ③ 設備・運営経費
事業所の工事費(改修・改装に係るものに限り)、設備・備品、事務所賃貸料、広告宣伝費等の設備・運営費(人件費を除く)
ただし、事務所賃借料等については、6か月分までが算定対象。

※2 創業支援金の上限額

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限1,000万円
創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限600万円

(2) 雇い入れに関する助成金

雇用保険の一般被保険者の雇入れ1人あたり60万円(上限100人分まで)

【最近の主な支給事例】

○ 居酒屋J

平成21年3月に天文館に居酒屋をオープン。当事務所からのDMによって相談の依頼があり、開業から6か月ぎりの段階で認定申請書の提出を行った。創業経費は約400万円、雇入れ人数は3人であり、助成金額は、

創業支援金 $230万円 \times 1/2 = 115万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 1人 = 60万円$

合計175万円が支給された。

○ パン屋B

平成21年6月に開業、7月にパン屋をオープン。当事務所のDMにより相談の依頼があった。以

前この助成金があることを知人から聞いたことがあり、あらゆる役所に尋ね回るも、説明してくれる人がおらず、当事務所のDMがきっかけとなって、助成金支給申請に取り組むこととなった。当事務所スタッフの社務士が店に出向いたところ、大変な歓迎を受け、事業主の積極的な協力と帳簿状況なども比較的整備されており、スムーズに認定申請書を提出することができた。創業経費は660万円、雇入れ人数2人であり、助成金額は、

創業支援金 $660万円 \times 1/2 = 330万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 2人 = 120万円$

合計450万円が支給された。

○ ラーメン店T

谷山地区にて平成21年7月1日にラーメン屋をオープン。会計事務所からの紹介により事業主に対して当助成金の提案を行う。開業届や保健所の許可も未済で、帳簿等の整備状況も決して良いとはいえなかったが、開業届や保健所許可も当事務所で代行し、認定申請までこぎつけたところである。創業経費は100万円、雇い入れ人数は3人、助成金額は、

創業支援金 $100万円 \times 1/2 = 50万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 3人 = 180万円$

合計230万円をすでに支給申請済み。

○ ダイニングカフェH

平成21年3月、大黒町にオープン。当事務所の顧客からの紹介により当助成金の提案を行う。以前、事業主自ら労働局に当助成金の詳細を聞きに行ったが、対応が良くなかったこと、書類が複雑そうであったことなどの経緯があり、当事務所が代行手続きを行うこととなった。創業経費は180万円、雇入れ人数1人、助成金額は、

創業支援金 $180万円 \times 1/2 = 90万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 1人 = 60万円$

合計150万円が支給された。

○ ラーメンフランチャイズ店E

建設関係の事業を営む事業主が、別法人を設立し、ラーメンフランチャイズ店をオープン予定。現在フランチャイズの運営本部と交渉中。創業経費は、店舗改装費約1,000万、フランチャイズ加盟料250万円、雇入れ人数8人、順調にいけば助成金額は、

創業支援金 $1,250万円 \times 1/2 = 625万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 8人 = 480万円$

合計1,105万円が支給される可能性。

○ 洋食レストラン

平成21年4月に洋食レストランをオープン。店舗のオーナーとの売買契約により設備を購入し、賃貸契約で内装工事を行い、設備投資額は840万円となった。当初、労働者がなかなか定着せず助成金の支給申請まで時間がかかったが、労務管理の改善にも努力し、本年2月に支給申請に至った。助成金額は、

創業支援金 $840万円 \times 1/2 = 420万円$ 、雇入れ助成金 $60万円 \times 2人 = 120万円$

合計540万円が支給された。

- その他、焼肉店、居酒屋、焼き鳥店、和食料理店、カラオケバー、水産品小売業等、さまざまな飲食店にて支給申請に向け準備中。

自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成)

雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に継続雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成される。

1 主な受給要件

以下のいずれにも該当する事業主に対して支給される。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 次のいずれにも該当する法人等（法人又は個人）を設立（個人の場合は、事業を開始（※1）した事業主であること。
 - ① 当該法人等を設立する前に、管轄安定所に届け出た受給資格者（※2）であったものであって、当該法人等を設立した日の前日において、支給残日数が1日以上である者（以下「創業受給資格者」という。）が設立したこと。
 - ② 創業受給資格者が専ら当該法人等の業務（個人の場合は、当該個人事業に係る業務）に従事するものであること。
 - ③ 法人にあっては、創業受給資格者が出資し、かつ、代表者であること。
 - ④ 当該法人等の設立の日以後3か月以上事業を行っていること。
- (3) 当該法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に、一般被保険者を雇い入れ、かつ、当該者を助成金の支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主であること。
- (4) 法人等を設立する前に、管轄安定所に「法人等設立事前届」を提出していること。

※1 開業をする日又は雇用保険の適用事業の事業主となる日のいずれか早い日をいう。

※2 受給資格者については、その受給資格に係る離職の日における雇用保険法の規定による算定基礎期間が5年以上であるものに限る。

2 受給額

助成対象となる費用は、次の(1)から(3)までに掲げる費用（人件費を除く。）及び当該法人等の設立

の日から起算して3か月間に支払の発生原因が生じた(4)から(7)までに掲げる費用（人件費を除く。）であり、かつ、支払に係る契約の日（法人等設立事前届の提出日後の日に限る。）から第1回目の支給申請時までの間に支払が完了したもので、支給額は当該費用の合計額の3分の1に相当する額（上限額150万円。創業後1年以内に雇用保険の一般被保険者を2人以上雇入れた場合は、50万円の上乗せがある。）

- (1) 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した経営コンサルタント等の相談費用等
- (2) 当該法人等を設立する前に、創業受給資格者が自ら従事することとなる職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した費用
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した費用
- (4) 当該法人等に雇用される労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用
- (5) 創業受給資格者が自ら従事する職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した費用
- (6) 当該法人等に雇用される労働者の雇用管理の改善に関する事業（労働者の募集・採用、就業規則の策定、職業適性検査の実施等）に要した費用
- (7) (4)から(7)までに掲げるもののほか、法人等の運営に要した費用

試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として助成金が支給される。

1 主な受給の要件

以下に該当する者を公共職業安定所の紹介（トライアル雇用求人）により試行的に短期間（原則3か月）雇用すること

- (1) 再就職の実現が困難な45歳以上の中高年齢者（雇用保険の受給資格者等）
- (2) 40歳未満の若年者
- (3) 母子家庭の母等
- (4) 季節労働者
- (5) 障害者
- (6) 日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者

2 受給額

対象労働者1人につき、月額40,000円

ただし、鹿児島市内の事業所の場合、鹿児島市独自の上乗せ給付として、月額20,000円が支給される。

新卒者体験雇用奨励金(NEW)

就職先が未決定の新規学卒者を、体験雇用(31日間・有期雇用)として受け入れる事業主に対して支給される。

1 主な受給要件

(1) 体験雇用事業の対象者

次の①、②のいずれにも該当する者のうち、正規雇用の実現や雇用機会の確保のためには、体験雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者

- ① 平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満40歳未満の者
- ② ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者

※平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となる。

(2) 体験雇用の内容

- ① ハローワークに体験雇用求人登録する必要がある。
- ② 体験雇用は31日間の有期雇用。

(3) 体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」の提出する(対象者の同意を得る必要がある)。

2 受給額

対象者1人当たり8万円。

中小企業子育て支援助成金

平成18年4月1日以降、会社に初めて育児休業取得者又は短時間勤務利用者が出た場合、5人目まで40万円から100万円が支給される。

1 主な受給要件

- (1) 常用労働者の数が100人以下であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること(平成21年4月1日以降一般事業主行動計画を策定又は変更する事業主については、一般事業主行動計画を公表し、かつ、労働者に対し周知したこと)。
- (3) 就業規則等の規定が整備されていること
 - ① 育児休業取得に係る支給申請の場合 → 育児休業について規定があること。
 - ② 短時間勤務利用に係る支給申請の場合 → 短時間勤務制度について規定があること。
- (4) 平成18年度から平成23年度までの間に育児休業又は短時間勤務を開始した労働者が出た事業主(平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は、支給対象とならない)。
- (5) 対象となる労働者は、以下の①又は②の要件を満たしているものであること。
 - ① 対象となる育児休業取得者の要件
 - ア 雇用保険の被保険者資格
子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用されていたこと。
 - イ 休業取得期間
平成18年4月1日以降、1歳までの子を養育するため6か月以上育児休業※を取得したこと。
 - ウ 復職後
育児休業終了後、継続して雇用され、復職後6か月または1年以上(※)就業実績があること。
※ 平成22年4月30日までに育児休業が終了した場合は復職後6か月、平成22年5月1日以降育児休業が終了した場合は復職後1年間の就業実績が必要になる(平成22年4月1日改正)
 - ② 対象となる短時間勤務利用者の要件
 - ア 雇用保険の被保険者資格
短時間勤務利用開始日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用されていたこと。
 - イ 利用期間
平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6か月以上次のいずれかの制度を利用したこと。
- (6) 対象となる短時間勤務制度(①～③のいずれか)
 - ① 1日の所定労働時間を短縮する制度(短時間勤務利用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること。)
 - ② 週又は月の所定労働時間を短縮する制度(短時間勤務利用前の1週当たりの所定労働時間が

35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮していること。）

- ③ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度（短時間勤務利用前に1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮していること。）

2 受給額

	育児休業	短時間勤務 (利用期間に応じ、①～③のとおり)
1人目	100万円	①6か月以上1年以下 60万円 ②1年超2年以下 80万円 ③2年超 100万円
2人目から 5人目まで	80万円	①6か月以上1年以下 40万円 ②1年超2年以下 60万円 ③2年超 80万円

中小企業雇用安定化奨励金

中小企業事業主が、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約又は就業規則により、新たに転換制度を導入し、かつ当該制度を適用して有期契約労働者を通常の労働者へ転換させた場合に支給される。

1 主な受給要件

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 雇用する全ての有期契約労働者を対象として、転換制度を就業規則等に新たに定めた事業主であること。
- (3) その雇用する以下の①から④までのいずれにも該当する有期契約労働者について、転換制度を定めた就業規則等に基づき、1人以上通常の労働者へ転換させた事業主であること。
 - ① 転換前に6か月以上の期間有期契約労働者として雇用されている雇用保険の被保険者であること。
 - ② 転換後も引き続き継続して雇用が見込まれる者であること。
 - ③ 転換日の前日から起算して過去3年間に支給対象事業主の通常の労働者であったことがないこと。
 - ④ 通常の労働者として雇用することを前提として雇い入れた有期契約労働者ではないこと。

2 受給額

- (1) 新たに転換制度を導入し、有期契約労働者を1人以上通常の労働者へ転換させた場合
→ 一事業主につき40万円
- (2) 制度を導入した日から3年以内に2人以上転換させた場合
→ 1人につき20万円（10人まで）
※母子家庭等の場合30万円

中小企業緊急雇用安定助成金(雇用調整助成金)

雇用調整助成金制度が見直され、中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設された（平成20年12月から当面の間の措置）。

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部が助成される。

1 主な受給の要件

- (1) 雇用保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する事業主であること
 - ① 最近3か月の売上高又は生産量等がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
 - ② 前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要）。
 - ③ 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常利益が赤字であること（この③の要件については平成22年12月1日までの暫定措置）。
- (3) 対象となる休業
 - ① 事業主自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるものであること。
 - ② 所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働時間内に当事業所における対象被保険者全員（※1）について一斉に行われるものであること。
※1 平成21年2月6日から当面の期間、対象被保険者ごとに1時間以上行われる休業についても対象となっている。
 - ③ 休業手当の額が法定の額（平均賃金の60%）以上であること。
 - ④ 労使協定に基づく休業であること。
- (4) 対象となる教育訓練
 - ① 事業主が自ら指定した対象期間内（1年以内）に行われるものであること。
 - ② 就業規則に基づいて通常行われる教育訓練でないこと。

- ③ 労使協定に基づいて行われる教育訓練であること。
- ④ 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、通常支払われる賃金の60%以上であること。

【訓練の種類】

- ・ 事業場内訓練

事業主が自ら事業場内で実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して、受講する労働者の所定労働時間全一日又は半日（所定労働時間未満3時間以上）にわたって行われるもの

- ・ 事業場外訓練

上記以外の教育で、1日において3時間以上行われるもの

(5) 対象となる出向

- ① 事業主自ら指定した対象期間（1年間）に開始されるものであること。
- ② 出向期間が3か月以上1年以内であって、出向元に復帰するものであること。
- ③ 労使協定に基づいて行われる出向であること。
- ④ その他

2 受給額

(1) 休業

① 助成される金額

休業手当相当額の4/5（上限月額7,685円（平成21年8月以降））※1～3

※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（具体的には助成率が4/5→9/10となる）。

※2 障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ（4/5→9/10）される。

※3 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円が加算される。

② 支給限度日数 3年間で300日

(2) 出向

出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）※

※ 出向についても、解雇等を行わない上乗せ（4/5→9/10）及び対象者が障害のある人である場合の上乗せ（4/5→9/10）が適用される。

【最近の主な支給事例】

○ N社（建設会社）

公共工事の激減に伴い、恒常的な余剰人員となっていたが、従業員の生活保障のために、事務所の清掃や草むしり、機械の整備などをさせて、給与を全額支払っていたところ、資金的に限界に達

し、当事務所に従業員を休業させた場合の法的な問題点について相談があった。

当事務所で事情を聴き、法的アドバイスを行うと同時に、中小企業緊急雇用安定助成金の提案を行ったところ、さっそくこれに取り組み、平成21年5月から7名の従業員について1名あたり月10日程度の休業を実施した。

休業手当は100%とし、限度額である7,730円（平成21年7月以前の額）が支給された。

支給額は1か月あたり、

7,730円×10日×7人=541,100円が支給され、現在も毎月休業計画の立案と支給申請を行っている。

○ T社（サービス業）

大型店舗の統出に伴い、商業施設の低迷が続き、人員余剰が生じていた。当事務所に整理解雇に関する法的問題点について相談があり、これに回答するとともに、今後、業績回復したときの対策も考え、中小企業緊急雇用安定助成金の提案を行い、これを利用することとなった。

労働者の生活保障を考え、休業手当は90%とし、3人に対して、平成21年6月より月20日程度の休業を実施している。

限度額である7,730円（平成21年7月以前の額）が適用され、支給額は1か月あたり、

7,730円×20日×3人=468,000円が支給されている。

現在は、来客数に復調がみられ、2人に対し、おおむね10日前後の休業計画と支給申請を行っており、業績の完全回復に向けて経営努力を重ねている。

○ 上記のほかに、運送業、製造業等において当事務所にて支給申請を行っている。

新卒者就職応援プロジェクト(中小企業庁)

平成22年3月に大学等を卒業する、就職先未定の者を対象に中小企業の仕事に触れる機会を提供し、そこで働く上での必要とされる技能、技術、ノウハウ等を習得してもらうための長期職場実習(インターンシップ)等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援する制度。

○受入企業のメリット

- ①職場実習期間(6か月)を通じて、人材を見極めることができる。
- ②職場実習のノウハウは、専門家よりアドバイスが受けられるので、安心して受け入れられる。
- ③受入企業には1人につき、1日あたり3,500円が支給される。

○申込窓口

★株式会社パソナ

新卒者就職応援プロジェクト事務局

E-mail shinsotsu@pasona.co.jp

〒104-0061 東京都千代田区大手町2-6-4

TEL:03-6734-1055

<http://www.pasona.co.jp/shinsotsushien/intern/>

★株式会社 セラヴィ

人材紹介事業部 大村 正芳

〒810-0041

福岡市中央区大名2-8-18天神パークビル7F

TEL:092-725-0762

FAX:092-725-0765

URL:<http://www.cest-lavie.net>

E-mail:oomura@cest-lavie.com

助成金に関するお問合せは下記まで。ご相談は無料です(事前にご予約ください)。

◆ 江原&パートナーズ社労士事務所 ◆

代表社会保険労務士 江 原 充 志

〒892-0817 鹿児島市東千石町14-10 天文館三井生命南国テレホンビル3-D

TEL 099(208)1077 FAX 099(208)1078

URL: <http://e-and-p.net> お問い合わせメール: ehara@e-and-p.net